

発議第5号

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年6月22日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者	つくばみらい市議会議員	高木	寛房
賛成者	つくばみらい市議会議員	横田	透
賛成者	つくばみらい市議会議員	豊島	葵
賛成者	つくばみらい市議会議員	今川	英明
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川	よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山	栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷	礼子
賛成者	つくばみらい市議会議員	鐘ヶ江	礼生奈

提案理由

議員の費用弁償は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、条例の定めにより支給されております。今回、廃止について提案をいたしました「管内費用弁償 日額1,000円」につきましては、招集に応じた定例会、臨時会及び委員会に出席したときは、費用弁償を支給するというものです。

この管内費用弁償の支給については、議会運営委員会において、議会改革を進めるため、審議を重ねてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響などから、経済状況は厳しさを増しており、日常生活への負担感も多大なものとなっております。このようなことから議会もまずできることから実行するために、令和2年7月1日から管内費用弁償を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年つくばみ  
らい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書を削る。  
別表中管内費用弁償の欄を削る。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第28号)新旧対照表

改正案				現行			
(費用弁償)				(費用弁償)			
第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。				第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。			
2 (略)				2 (略)			
3 管内旅行の旅費は支給しない。 _____				3 管内旅行の旅費は支給しない。 <u>ただし、招集に応じて定例会、臨時会及び委員会に出席したときは、費用弁償を支給するものとする。</u>			
4 (略)				4 (略)			
別表(第2条, 第4条関係)				別表(第2条, 第4条関係)			
区分	議員報酬	旅費	(削る)	区分	議員報酬	旅費	管内費用弁償
議長	月額 426,000円	副市長相当	(削る)	議長	月額 426,000円	副市長相当	日額 1,000円
副議長	月額 384,000円	額		副議長	月額 384,000円	額	
議員	月額 362,000円			議員	月額 362,000円		